

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年7月9日
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 須崎 裕明
【本店の所在の場所】	東京都江東区東陽六丁目3番2号
【電話番号】	03 - 5635 - 2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽六丁目3番2号
【電話番号】	03 - 5635 - 2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成30年7月4日(水)付をもって提出した臨時報告書の記載事項のうち「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」の算式について、平成30年7月9日付の取締役会で決定されましたので、これに関する事項を訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

(訂正前)

( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

< 中略 >

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初、未定であるが、平成30年7月9日付の取締役会決議に基づく算式により、転換価額等決定日に確定する。なお、当該算式において、転換価額等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に乗じる値の範囲は120%程度を目途とした一定の範囲により表示される。ただし、転換価額は次号に定めるところにより調整されることがある。

(訂正後)

( ) 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額またはその算定方法

< 中略 >

各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。)は、当初、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式による需要状況等の結果を考慮し、平成30年7月17日(火)から平成30年7月20日(金)までの間のいずれかの日(転換価額等決定日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に同日に115%から120%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、上記計算の結果算出される転換価額が4,531円を下回るときは、本新株予約権付社債の発行を中止する。ただし、転換価額は次号に定めるところにより調整されることがある。